

7月1日から 行政組織を一部改編します

●産業課内に「遊水地営農対策室」を新設

国の「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」として、鏡石町に遊水地の整備が計画されていることから、候補地である成田地区の住民に対する営農支援を目的に「遊水地営農対策室」を設置します。

町職員人事異動（7月1日付）

	新所属・職名	氏名	旧所属・職名
課長及び 課長相当職	福祉こども課長兼児童館・児童ふれあい交流館館長	柳沼 和吉	福祉こども課長
	遊水地営農対策室長（農業委員会事務局長併任）	圓谷 康誠	農業委員会事務局長
専門員	遊水地営農対策室専門員（産業課農政グループ兼務）	関根 邦夫	教育課専門員（再任用）
	遊水地営農対策室専門員（産業課農政グループ兼務）	小貫 正信	産業課専門員（再任用）
	教育課専門員	長谷川静男	児童館・児童ふれあい交流館館長（再任用）

2021 かがみいしフォトコンテスト

募集作品テーマ「鏡石町を観光してみたい！」

鏡石町観光協会では「鏡石町を観光してみたい！」をテーマに、鏡石町の風景、イベント、グルメなどの観光資源、素材、おいしいもの等を生かして、より多くの方々に来訪を動機づけできる作品を募集する「フォトコンテスト」を実施します。なお、入賞作品及び入賞に相当する作品は、広告・パンフレット等観光宣伝事業の素材として活用します。

- 応募サイズ カラープリント四ツ切、ワイド四ツ切、A4、六ツ切、ワイド六ツ切
 - 撮影期間 令和3年2月1日～令和4年1月31日の期間に撮影したもの
 - 応募期間 令和3年7月1日～令和4年1月31日（当日消印有効）
 - 審査 令和4年2月上旬
 - 発表 令和4年2月上旬 ※入賞者に直接通知します。
 - 展示 令和4年4月下旬～5月上旬 イオンスーパーセンター鏡石店内にて（予定）
 - 褒賞・部門

(1) 最優秀賞 / 1点 賞状・副賞（3万円）	} (1)～(4)については、 全部門から受賞作品を選考します。
(2) 優秀賞 / 1点 賞状・副賞（2万円）	
(3) 佳作 / 3点 副賞（商工会商品券5千円分）	
(4) 特別賞 / 適宜 副賞（商工会商品券5千円分）	
- あやめ部門（賞） / 1点 副賞（1万円+商工会商品券5千円分（マメタイムス社賞））
 さくら部門（賞） / 1点 副賞（1万円+商工会商品券5千円分（阿武隈時報社賞））
 岩瀬牧場部門（賞） / 1点 副賞（商工会商品券1万円分+楚人冠ヨーグルト（岩瀬牧場賞））
 イベント部門（賞） / 1点 副賞（1万円+商工会商品券5千円分（月刊すかつと賞））
 田園風景部門（賞） / 1点 副賞（商工会商品券1万円分）
 四季部門（賞） / 4点 副賞（商工会商品券5千円分）
 ジュニア部門（賞） / 1点 副賞（1万円）※中学生以下のみ対象

●応募・問い合わせ先 〒969-0492 鏡石町不時沼 345 鏡石町観光協会（町産業課内） ☎0248-62-2118

令和3年度国民健康保険税のお知らせ

税率は据え置き

町では、県から示された交付金等の額や標準保険料率を参考に税率を検討した結果、令和3年度の税率については令和2年度の税率のまま据え置くこととしました。

なお、令和3年度国民健康保険税納税通知書は7月15日（木）に発送します。

口座振替は、納付の手間が省けるだけでなく、納め忘れもなく安心です。納税通知書に町税等口座振替依頼書（白いハガキ）が同封されている方は、記入の上、返信をお願いいたします。

●問い合わせ先

税務町民課税務グループ
☎62-2114

軽減判定の基準が変わります
国民健康保険税は、世帯の所得額（世帯主および国保加入者の所得の合計額）に応じて、一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課される平等割額が軽減されます。令和3年の個人所得課税の見直し（基礎控除、所得控除額の変更等）に伴い、この軽減措置の基準が別表のとおり変更となります。

●口座振替原則化について

国民健康保険税の納付は、平成28年度から口座振替を原則としています。

【別表】（軽減判定所得の改正内容）

区分	軽減対象者の要件（世帯の所得額）	
	令和3年度	令和2年度
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等※1の数-1)	33万円以下
5割軽減	43万円+28万5千円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等※1の数-1)	33万円+28万5千円 ×(被保険者数)
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等※1の数-1)	33万円+52万円 ×(被保険者数)

※1…給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える方や、公的年金収入が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超える方のことです。

高齢受給者証
後期高齢者被保険者証
を更新します



国民健康保険に加入されている70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」及び後期高齢者医療保険に加入されている75歳以上の方に交付している「後期高齢者医療被保険者証」が、8月1日に更新となることから、新しい受給者証または被保険者証を7月下旬に郵送します。

有効期限切れとなった受給者証、被保険者証は使用できませんので、8月1日以降に医療機関等を受診するときは、必ず新しい受給者証、被保険者証を提示するようにしてください。

●問い合わせ先
税務町民課税務グループ
☎62-2112

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

新型コロナウイルス感染症による
各保険料（税）の減免を令和3年度末まで延長します

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免対象期間を、令和4年3月31日まで延長します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が①死亡または重篤な疾病を負った、②令和2年の収入と令和3年の収入見込を比較し、3割以上減少する見込みであるなど、一定の要件を満たした世帯は、保険料（税）の減免措置を受けられる場合があります。上記以外の要件や申請方法等については、町ホームページをご覧ください。


※主たる生計維持者とは、原則は世帯主ですが、国民健康保険と介護保険では、世帯主以外の方が主として世帯の生計を維持している場合は、その方を主たる生計維持者として申請することもできます。

※主たる生計維持者の昨年の所得が0円やマイナスの場合は、算出する減免額が0円となるため、減免対象外となります。

※国民健康保険税については、退職された方で、会社都合もしくは正当な理由のある自己都合退職（病気やリストラ等）の場合、新型コロナウイルス感染症の減免ではなく「非自発的失業者の軽減」の対象となります。

※令和3年の福島県沖地震の減免にも該当する場合は、減免割合の大きい方のみの減免となります。

●問い合わせ先
国民健康保険税 ⇒ 税務町民課 税務グループ ☎62-2114
後期高齢者医療保険料 ⇒ 税務町民課 町民グループ ☎62-2112
介護保険料 ⇒ 福祉こども課福祉グループ ☎62-2210



町ホームページ